

多機能型児童発達支援事業所 そよかせ
保育所等訪問支援事業「そよかせ訪問」

重要事項説明書

《令和 7 年度版》

特定非営利活動法人 子育て支援を考える会 TOKOTOKO

1. 事業の目的

- (1) 児童発達支援の専門知識をもつ訪問員が、お子様の通う施設を訪問し、観察や交流を通して、発達の特性を理解して環境調整を行い、個々のお子様のペースを大切にしながら、集団での生活に慣れ、安定して通えるようにサポートします。
- (2) 保護者がもつ悩みに寄り添い、障がい児相談支援事業所をはじめ、保健センター・子育て総合支援センター・放課後等デイサービスなどの関係機関、特別支援コーディネーター・保育園や学校などの各種相談員と連携を図り、保護者・支援者間で支援の方向性を共有し、包括的な家庭支援を目指します。

2. 訪問先

保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、放課後等デイサービス等

3. 支援スタッフ

	名前	資格
児童発達支援管理責任者	河合 由嘉	保育士・幼稚園教諭・介護福祉士 児童発達支援管理責任者
訪問員	磯村 敏文	社会福祉士・精神保健福祉士
訪問員	早川 真理	社会福祉士・精神保健福祉士
訪問員	加藤 三雄	臨床心理士・社会福祉士
訪問員	西脇 雅彦	臨床発達心理士
訪問員	諸橋 麻衣子	言語聴覚士
訪問員	赤井 みつ江	保育士・幼稚園教諭
訪問員	神谷 佳枝	保育士・幼稚園教諭
訪問員	赤井 治美	保育士・幼稚園教諭

4. 「受給者証」の取得

この事業を利用するには、「受給者証」の取得が必要です。これは、「障がい児通所支援」のサービスを利用するために市から交付される証明書です。お子さんの発達が気になる段階から適切な支援を受けて、その可能性を伸ばすチャンスを手に入れる切符ととらえてください。

5. プログラムの流れ

- (1) 私たちは、訪問支援とは、訪問先への助言・指導・連絡調整を行い、利用者のよりよい生活を実現することと考えます。子どもの発達支援のみならず、スタッフ・保護者の願いをつなぎ、総合的・包括的なサポートの実現を目指します。

(2) 私たちが行う訪問支援は、ソーシャルワーク（ケアマネジメント）の考え方に基づき、児童発達支援管理責任者・訪問員がペアで進め、いろんな専門職が、定例で情報共有し、チーム・アプローチで進めます。

プログラム	内容
① オリエンテーション (家族支援加算)	○お子様の発達の様子について、ご両親の受け止めや不安に思うこと、かかわりの中での迷い、保育園や学校生活への心配や期待について等、丁寧にお聞きします。 ○ご家庭での生活状況、夫婦や親族などの身近なサポート体制などについても、丁寧にお聴きし、多角的なアセスメントに努めます。 ○家庭訪問による相談支援を基本とします。
② 訪問(1回目) (基本報酬) (訪問支援特別加算) (多職種連携支援加算) (初回加算) 開始時のみ	○より総合的・包括的な訪問支援になるよう、自発管と訪問員がペアになり、2回に分けて実施します。 ○保育や授業、友人関係等、様々な場面を通じた観察によるお子様の発達状況の把握し、より多面的なアセスメントに努めます。(直接支援) ○お子様の発達状況、保護者の思い、スタッフの願いに寄り添い、訪問先への助言・指導・連絡調整を行い、支援の方向性を明確にします。(間接支援)
③ 訪問(2回目) (基本報酬) (訪問支援特別加算) (多職種連携支援加算)	○訪問の回数を増やしたり、環境調整を行う必要が生じる場合においても、追加の費用はいただきません。実施日や内容は、実績報告書にてお知らせします。
④ モニタリング (家族支援加算)	○総合的なアセスメントをもとに、スタッフ間の連携や支援の方向性や具体的な方法について、保護者と共有します。また、ご家庭でできることについてもお伝えいたします。 ○なお、訪問③において、保護者が話し合いに同席された場合は、④モニタリングは割愛します。

6. 「利用契約」・「継続」について

本重要事項説明書に沿って、当法人の訪問に関する考え方や進め方について、ご説明をさせていただきます。ご理解とご納得いただいた上で、利用契約を締結し、訪問を開始いたします。

なお訪問支援の継続を希望される場合は、毎月・隔月・期に1回・イベント時に等、保

護者の意向に沿って進めますので、お申し出ください。

7. 利用者負担に関する上限額

区分	世帯の収入状況	上限金額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村非課税世帯	0 円
一般 1	世帯所得約 890 万円までの世帯	4,600 円
一般 2	世帯所得約 890 万円以上の世帯	37,200 円

8. 「承諾書」について

本事業を適切に実施するには、専門職による連携が不可欠です。保護者の皆様には事業の趣旨とともに、関係機関との情報共有についても御理解いただき、「承諾書」にご署名をお願いします。

9. 「個別支援計画」について

お子様の発達状況、保護者の思い、スタッフの願いに寄り添い、総合的・多角的なアセスメントを元に、支援の方向性を明確にして、3 者で支援の方向性を共有します。6 か月毎に「個別支援計画」を作成しますので、ご確認のうえ保護者のサインをお願いします。

10. 「利用実施確認表」と「請求書」について

月ごとのプログラムの実施日や内容について記載した利用実績確認表をお渡しします。ご確認のうえサインをお願いします。また、利用実績確認表をもとに、国保連に申請をし、「請求書」をお送りしますので、お支払いをお願いします。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

利用者様

多機能型児童発達支援事業所そよかぜ

保育所等訪問支援事業における情報共有への承諾について（お願い）

保育所等訪問支援事業「そよかぜ訪問」では、児童発達支援の専門知識をもつ訪問員が、お子様が通っている保育園・幼稚園・小学校などを訪問し、お子様の発達を促す保護者やスタッフへの助言やサポートを進めていきます。

児童発達支援管理責任者や訪問員をはじめ、保健センター、子育て総合支援センター、就学相談員、児童発達支援センターやまもも園等関係機関の専門職がチームを組み、保育園や学校教育関係の各種相談員などへ連携の輪を広げ、子どもたちのサポートをどのようにしていけばよいか等、よりよい環境づくりに向けて知見を共有し、豊かな訪問支援を目指します。

また、必要に応じて保護者に専門員からの助言をお伝えし、御家庭での生活における配慮について一緒に考え、家庭支援にも繋いでいきます。保護者の皆様には事業の趣旨とともに、関係機関との情報共有についても御理解いただきますようお願いいたします。

なお、お子様に関する情報は、本事業にのみ活用し、外部への提供はしません。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

保育所等訪問支援事業における情報共有について承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

契 約 書

多機能型児童発達支援事業所そよかぜ

保育所等訪問支援事業「そよかぜ訪問」の重要事項説明を受け、理解
と納得をしましたので、契約いたします。

年 月 日

保護者様 _____ 印

NPO 法人子育て支援を考える会 TOKOTOKO 理事長

多機能型児童発達支援事業所そよかぜ所長

坂 鏡子 印